

(事例95) 33歳男性、営業職、不眠症のため海外渡航の禁止

類型	症候	疾患
1、2、5	2. 不眠	15. 不眠症

きっかけ	<input type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input checked="" type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 33歳 男性 既往歴：なし</p> <p>2) 業種、作業内容 営業職。業務歴11年目</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 睡眠障害、過去の健康診断結果には異常なし</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 海外渡航の禁止(時差の短い東アジア除く)、深夜労働の禁止</p>		
<p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>20xx年3月より易疲労感と気分の変調、不眠を自覚し、同年4月に自ら精神科を受診してうつ病としての治療を開始。受診当初から主治医に休務による治療を勧められていたが、仕事は好きで就労意欲は明確であり業務成績も優良であったことから、自己判断で勤務を続けていたが、体調の改善を感じられないため、同年5月下旬に産業医に相談。主治医の指示に従って以後1ヶ月半休務して同年7月中旬より復職。休務により易疲労感は消失、気分の変調も安定し、睡眠導入剤による睡眠障害の治療のみ継続することになった。時間外勤務を制限しながら復職後2ヶ月が経過して出張で同年9月下旬にアメリカに渡航したところ、現地で一睡もできず、帰国後も睡眠リズムが乱れ短時間しか眠れなくなった。仕事には支障は出しておらず、本人の自覚も睡眠だけの不調という理解であったため睡眠障害の症状を主治医と相談しながら勤務を継続していたが改善が見られず、再び易疲労感が出始めたため同年12月より再休務。睡眠リズムを整え、翌年3月より復職時に、海外渡航の禁止(時差の短い東アジア地域は除く)、深夜労働の禁止といった就業制限を設けて復帰し、以後休務することなく就労を継続している。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p> <p>5 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p> <p>当初うつ病としての対応を検討していたが、心理状態は安定しており、職場での人間関係も良好で、仕事内容にも自他共に適性を実感されていたので配慮のタイミングを逸した。睡眠障害を主問題として当初より配慮していれば2度目の休務は防げていたと思われる。</p>		